

旅券（パスポート）申請のごあんない（書面手続）

（令和5年3月27日現在）

- この「ごあんない」は、新規（初めて取得する時または旅券の有効期間が過ぎた時）、切替（旅券の有効期間が残り1年未満になった時など）申請に関するものです。
- 婚姻等により、本籍・氏名などの旅券の身分頁に記載されている事項に変更が生じた場合、旅券の査証欄の余白がなくなった場合や旅券を紛失・焼失等してしまった場合は、事前にお問い合わせください。
- 富山県で申請できる方は、日本国籍を有しており、原則として富山県内に住民登録をしている方です。
【注意】 1 申請に必要な書類や申請書の記入事項等に不備がある場合は、受理できないことがあります。
 2 いったん申請が受理されると原則として取り下げることはできません。
 3 書面による申請とマイナポータルを通じて行う電子申請を同時にすることはできません。

申請に必要な書類

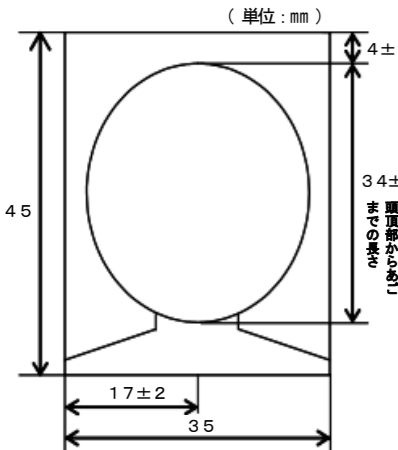
1 一般旅券発給申請書 …… 1通
【重要】 令和五年三月改正（申請書の裏面右側に記載）の申請書
 ※ 古い申請書を使用された場合は書き直していただきます。

◎ 18歳以上の方は、有効期間が「5年」または「10年」の旅券のいずれかを選択できます。
 ◎ 18歳未満（未成年）の方は、有効期間が「5年」の旅券に限られます。
 ※ 年齢は誕生日の前日に1歳加算されます。【2005年(平成17年)4月2日生まれの方は、2023年4月1日に18歳になります。】

2 戸籍謄本（全部事項証明書） …… 1通
【重要】 申請日前6か月以内の記載事項が最新のもの

◎ 戸籍抄本（個人事項証明書）、戸籍の附票を提出された場合は、受け付けできません。
 ◎ 旅券の有効期間内に切り替える場合で、氏名、本籍地の都道府県名等に変更のない方は、提出を省略できます（ただし、未成年者の親権確認等提出を求めることがあります。）
 ◎ 同一の戸籍内の2人以上の者が同時に申請する場合、1通で兼用できます。

3 写真（縦45mm×横35mm） …… 1枚
 （単位：mm）



◎ 申請者（旅券名義人）本人が、無帽で正面を向いて、申請日前6か月以内に撮影したもので左の絵の各寸法を満たし、背景や影が写りこんでいないもの。
 ◎ 「旅券（パスポート）用写真についてのお知らせ」（令和3年5月 外務省）の「×不適当な写真例」に該当する写真を使用された場合、旅券の所持人が出入国の際に不利益を被る可能性があるため、写真の撮り直しをお願いすることがあります。
 ※ 入国審査等の際に顔認証技術を用いて本人確認をする渡航先国もあり、より確実な本人確認のため、眼鏡を外した写真が推奨されています。

不適当な写真の例 「旅券（パスポート）用写真についてのお知らせ」から
 × 背景が淡い無地ではなく、柄模様やグラデーション（均一でない）がある
 × 頭、髪、服装等と背景の境界が不明瞭 × 顔や背景に影や異物が写っている
 × 帽子、ヘアバンド、ピアス等の装飾品、服の襟、フード等により顔の一部が隠れている
 × 顔の向きが傾いている × 笑顔で口角が上がる等、実際の容姿と著しく異なる
 × カラーコンタクト、瞳のフチを広げるコンタクトを着けている × 眼鏡に光の反射・影がある
 × 色付きレンズの眼鏡をかけている × 眼鏡の縁やフレームが目や妨げている
 × 顔に“てかり”や“ムラ”がある × 美白処理や目を大きく見せる等の加工をしている
 × 顔のパーツやほくろ、しわ等を修正している × 顔の輪郭が髪等で隠れている
 × 髪の毛、眼鏡、つけまつげ、エクステ等の一部やその影が目周辺の周りにかかっている

※ 旅券は海外において唯一の身分証明書であり、旅券用写真は渡航先国の入国管理官等が本人確認を行う上で非常に重要です。

4 本人確認書類

【重要】 記載内容が正しく、有効な原本（コピーは不可）であること
 ○ 氏名、ふりがな、生年月日、性別が申請書の記載内容と一致しているものに限ります。
 ◎ 中学生以下で右欄の書類がそろわない方は、「本人の保険証等＋法定代理人（親権者等）の本人確認書類」を提示してください。
 ◎ 代理提出の場合は、申請者本人の確認書類のほかに、代理人の確認書類も必要です。

◎ 申請者が旅券名義人本人であることを、次の書類（原本）で確認します。
 ◇ 1点だけで確認できるもの
 ◆ 日本国旅券（失効後6か月以内のものも可） ◆ マイナンバーカード（通知カードは不可）
 ◆ 運転免許証（仮免許証も可） ◆ 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）
 ◆ 船員手帳 ◆ 海技免状 ◆ 小型船舶操縦免許証 ◆ 宅地建物取引士証 ◆ 無線従事者免許証
 ◆ 電気工事士免状 ◆ 認定電気工事従事者認定証 ◆ 特殊電気工事資格者認定証
 ◆ 写真付き住民基本台帳カード ◆ 写真付き身体障害者手帳（写真貼替防止がなされているもの）
 ◆ 官公庁職員身分証明書（写真付き） など
 ◇ 上記のものがいない場合は、下欄から2点（A+AまたはA+B） ※ B+Bは不可です。
A ◆ 健康保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証 ◆ 介護保険被保険者証
 ◆ 年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書 ◆ 6か月以内発行の印鑑登録証明書と登録印のセット（住民票を添付して、同一世帯の家族であることが確認できる場合は、世帯主のものも可）
B ◆ 学生証（写真付き） ◆ 会社発行の身分証明書（写真付き）
 ◆ 公の機関（国、都道府県、市町村）が発行した資格証明書（写真付き）
 ◆ 失効後6か月を経過した日本国旅券（写真で本人確認ができるもの）
 * 該当する書類をお持ちでない方は、事前にお問い合わせください。

5 前回取得した（最後に受け取った）旅券

◎ 有効期間内に新しい旅券に切替する場合は、有効な旅券を提示されないと受け付けできません。（有効期間内の旅券を紛失等された場合は事前にお問い合わせください。）
 ◎ 有効期間が過ぎていても申請書に前回旅券番号等の記入のため、なるべくご持参ください。

※ 住民票について

◎ 次の場合は、住民票（申請日前6か月以内の記載事項が最新で、個人番号の記載がないもの）の提出が必要となります。
 ・ 住所登録地が富山県以外の方が居所申請する場合（4頁 4 居所申請について を参照）
 ・ 申請当日に住民登録を異動した場合（住民基本台帳ネットワークシステムに登録が済んでいないことがあるため）

◎ 有効期間内に新しい旅券に切替する場合は、有効な旅券を提示されないと受け付けできません。（有効期間内の旅券を紛失等された場合は事前にお問い合わせください。）
 ◎ 有効期間が過ぎていても申請書に前回旅券番号等の記入のため、なるべくご持参ください。

申請にあたってのご注意

①～④は、2頁、3頁の **記入例とご注意** 内の番号

1 代理提出について

【重要】 刑罰等関係欄の「はい」に☑がある場合や居所申請の場合は、代理提出できません。
 ◎ 10名以上の申請を代理提出する場合は、事前に予約してください。
 参考：紛失等の届出も代理提出できません。

◎ 申請者（旅券名義人）本人に代わって、申請者が指定する代理人が代理提出できます。
 ◎ 必要書類 申請者 1頁 **申請に必要な書類**（申請者の本人確認書類[原本]をお忘れなく）
 代理人 **代理人の本人確認書類**（1頁 **申請に必要な書類** 4 **本人確認書類** を参照）
 ◎ 申請書に関する重要注意事項 表面 ①「所持人自署」欄の自署、②「刑罰等関係」欄の6項目の☑、裏面 ④「申請書類等提出委任申出書」の「申請者記入」欄は申請者本人が必ず記入してください。（申請者本人が記入及び☑していないものは受理できません。）
 ◎ 代理提出した場合も **代理人が本人に代わって旅券を受け取ることはできません。**

2 未成年者等の申請について

◎ 未成年者、成年被後見人が申請する場合は、申請書裏面の④「法定代理人署名」欄に親権者（父または母）本人または後見人本人が必ず署名してください。
 ◎ 親権者等が遠隔地において、親権者等が④「法定代理人署名」欄に自署できない場合や親権者と子どもの姓が異なる場合は、事前にお問い合わせください。

◎ 未成年者、成年被後見人が申請する場合は、申請書裏面の④「法定代理人署名」欄に親権者（父または母）本人または後見人本人が必ず署名してください。
 ◎ 親権者等が遠隔地において、親権者等が④「法定代理人署名」欄に自署できない場合や親権者と子どもの姓が異なる場合は、事前にお問い合わせください。

3 有効期間内の申請について

【重要】 申請時に、必ず有効な旅券を持参してください。
 窓口で申請要件確認後、旅券を返却しますが、新しい旅券を受け取る時に、もう一度その旅券を持参してください。（新しい旅券の受け取り前に有効期間が過ぎた場合を含む）

◎ 旅券番号が異なる新しい旅券が交付される時に、残りの有効期間は切り捨てられます。
 ◎ 有効な旅券を所持している方が新しい旅券を申請できる場合
 ・ 旅券の有効期間が残り1年未満になった場合 ・ IC旅券のICチップが故障した場合
 ・ 旅券の姓名、本籍地等に変更があった場合
 ・ 現行旅券と有効期間満了日が同一の「残存査証欄の余白がなくなった場合」有効期間同一旅券の申請もできます。
 ・ 上記に該当しないが、ビザ（査証）取得等のために新しい旅券が必要な場合は、事前にお問い合わせください。

4 居所申請について

◎ 代理提出はできません。

◎ 学生や長期出張者等で富山県内に住民登録していなくても、富山県内に居住している方が、富山県で申請する場合（本人が申請する場合に限る）は、事前にお問い合わせください。
 ◎ 居所で申請する場合は、居所が確認できる書類等が必要になります。

5 旅券の受け取り（交付）について

◎ 旅券の受け取りの際は、年齢に関係なく必ず本人がお越しください。代理人では、受け取りできません。

◎ 旅券発行後6か月以内に必ずお受け取りください。（6か月以内に受け取らないと失効します。）また、旅券を受け取らないで旅券が失効した場合は、失効後5年以内に再度旅券の申請をした場合は、手数料が通常より高くなります。
 ◎ 旅券は申請した窓口でお受け取りください。申請時に申し出た場合に限り、申請窓口と異なる窓口（富山県に限る）で受け取りできます。
 ◎ 手数料は受け取りの時に必要です。（旅券センターそばの自動販売機〔現金のみの取扱いです。〕で収入印紙と富山県証紙を購入できます。）

旅券の種類	申請時の年齢	手数料の額	手数料の内訳	収入印紙	富山県収入証紙
10年間有効旅券	18歳以上	16,000円		14,000円	2,000円
	12歳以上	11,000円		9,000円	2,000円
5年間有効旅券	12歳未満	6,000円		4,000円	2,000円
	残存有効期間同一旅券	—	4,000円	2,000円	

6 その他

◎ 次の方は、通常より旅券の発行に日数がかかりますので、事前にお問い合わせください。
 > 有効な旅券を紛失・焼失した方 > 対立関係地域（国）へ渡航する方
 > 申請書表面の「刑罰等関係」欄の「はい」に該当する事項がある方
 ◎ 査証（ビザ）や入国時に必要な旅券の残存有効日数についてのお問い合わせは、日本国内にある渡航先国の大使館（または領事館）へ直接お問い合わせください。

◎ 次の方は、通常より旅券の発行に日数がかかりますので、事前にお問い合わせください。
 > 有効な旅券を紛失・焼失した方 > 対立関係地域（国）へ渡航する方
 > 申請書表面の「刑罰等関係」欄の「はい」に該当する事項がある方
 ◎ 査証（ビザ）や入国時に必要な旅券の残存有効日数についてのお問い合わせは、日本国内にある渡航先国の大使館（または領事館）へ直接お問い合わせください。

旅券窓口及び問い合わせ先

※窓口によって「申請受付」と「旅券の受け取り」の曜日や時間が異なります。

旅券窓口	富山県旅券センター	旅券センター高岡支所（高岡旅券センター）
所在地	〒930-0003 富山市桜町1丁目1番61号（マリエとやま7階） TEL（076）445-4581	〒933-0029 高岡市御旅屋町101番地（御旅屋セリオ7階） TEL（0766）27-1855
申請の受付曜日・時間	月曜日～金曜日 9:00～16:30	月曜日～金曜日 10:00～16:30 ※御旅屋セリオの休業日（不定期水曜日）でも申請できます。
旅券の受け取り（交付）の曜日・時間	月・水・金・日曜日 9:00～16:30 火・木曜日（延長日） 9:00～19:00	月曜日～金曜日・日曜日 10:00～17:30 ※御旅屋セリオの休業日（不定期水曜日）でも受け取りできます。 ※ 受け取りは日曜日でもできます。年末年始を除き、祝日と重なる日曜日も受け取りができますが、その翌日は閉庁しています。
受取までの日数	申請日から土・日・祝休日・年末年始を除いた5日目	申請日から土・日・祝休日・年末年始を除いた7日目
駐車場	マリエとやま立休駐車場をご利用ください。（旅券センターで1時間無料サービスの手続をします。来所時駐車券をご持参ください。）	高岡市営御旅屋駐車場（高岡市御旅屋町1222-1：1時間無料）をご利用ください。徒歩約2分で来所できます。
摘要	土曜日、祝休日及び年末年始（12/29～1/3）は閉庁しています。 閉庁日はテレホンサービス（TEL076-431-1230）を利用、または富山県ホームページ>分野別案内「くらし・健康・教育」>「パスポート」>「富山県旅券センター（パスポートの申請はこちら）」のページをご覧ください。	

記入例とご注意

この記入例は、5年用、10年用共通です。

1 所持人自署

自署(サイン)は、そのまま旅券に転写されます。

書き損じ、不適切な署名の場合は新しい申請書に記入してください(二度書き、なぞり書きは不適切です。)

【不適切な例】かすれている 【不適切な例】二度書き

外務龍一郎

【不適切な例】外枠からはみでている

【重要】小学生以上の方は、必ず申請者本人が日本語かローマ字で太枠内に署名してください。

例1)ローマ字で書く場合

Ryuichiro Saimu

例2)小学生等が漢字で書けない場合(かなで書いてもかまいません。)

外むりゅうーろう

例3)普段から旧字体[龍]を使用せず、新字体[竜]を使用している場合は、新字体[竜]でもかまいません。

外務竜一郎

例4)オレンジ色の点線より下側に文字を書いてもかまいません。

外務龍一郎

【代理署名について】

申請者が小学校入学前の未就学児で、本人が署名できない場合は、親権者が代理で署名できます。

障害等で自署が困難な方は、事前にお問い合わせください。

【記入例】母が代理署名する場合・オレンジ色の点線の上・申請者の名前・点線の下・代理者と申請者との続柄(関係)

例1)代理者名等をローマ字記入

外務龍一郎

by S.Gaimu (Mother)

例2)全て日本語で記入

外務龍一郎

外務さくら(母)代筆

例3)全てローマ字で記入

Ryuichiro Saimu

by S.Gaimu (Mother)

- 申請書は機械で読み取りますので、折り曲げたり汚したりしないでください。
申請書の太枠内の指定枠内に、黒または青の濃いインク(ボールペン)で、ていねいに記入してください。
記入ミスした場合は、二線(二重取消線)で抹消し、余白に記入してください。
ただし、「所持人自署」の訂正はできませんので、書き損じた場合や不適切な場合は新しい用紙を使用してください。
また、表面の「氏名のヨミカタ」「刑罰等関係」の訂正は、必ず申請者本人(旅券名義人)または法定代理人がしてください。
姓のローマ字表記は家族で統一してください。(事前に家族の旅券の姓の表記を確認してください。)

表面

一般旅券発給申請書

5年用

新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)

申請書表頭の欄(受理年月日、窓口記入欄、有効期間、発行年月日、交付年月日、旅券番号、確認)

氏名欄(ヨミカタ、姓、名、ヘボン式ローマ字)

性別・生年月日・出生地・国籍欄

所持人自署欄(署名、旅券番号、発行年月日)

住所欄(現住所、日本国内の住所、緊急連絡先)

国籍欄(国籍、取得年月日)

刑罰等関係欄(外国で入国拒否、退去命令、現在日本国法合により起訴され、現在日本国法合により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか、旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか、日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか、国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか)

官庁コード欄(別記第2号様式)

裏面も記入してください

用紙の大きさはA4

ヘボン式ローマ字【赤字の綴りは特に注意してください。】の表(あ、い、う、え、お、さ、し、す、せ、そ、は、ひ、ふ、へ、ほ、や、ゆ、よ、きゃ、きゅ、きょ、ちゃ、ちゅ、ちょ、ひゃ、ひゅ、ひょ)

【注意事項】長音(伸ばす母音):「O」や「U」は記入しない
撥音[n]:B, M, Pの前では、Nの代わりにMをおく
促音[っ]:子音を重ねる
ただし、CHの前ではTをおく

裏面

出発予定日(令和5年5月12日) ※主要渡航先での滞在期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

※次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に√印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合
② 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的(具体的に)
②の場合は、二重発給が必要な理由も記入

今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

旅券面の氏名表記(申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字大文字で記入してください)

氏名表記欄(姓、名)

外務大臣殿 令和5年3月27日

法定代理人(親権者、後見人など)署名欄

本人確認欄(1点でよい書類、2点必要な書類)

申請書類等提出委任申出書欄

申請書類等提出委任申出書 (法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請書類等提出委任申出書(私に旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し上げます。)

注意事項(申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください)

A:ヨミカタはカタカナで記入
B:姓・名は戸籍に記載のとおり、か書体(くずさない書き方)で記入
C:ヘボン式ローマ字活字大文字で姓名を記入
D:ヨミカタはカタカナで記入

E:ヨミカタはカタカナで記入
F:ヨミカタはカタカナで記入
G:ヨミカタはカタカナで記入
H:申請後に旅券を受領しなかったことがあれば「ある」に☑
I:今まで一度も旅券の発給を受けたことがなければ「ない」に☑

J:裏面のVに記載する申請日現在の満年齢を記入
K:18歳以上の方が、5年用旅券を申請する場合は「5」を記入(18歳未満の方は記入不要)

L:現住所は住民票記載のとおり部屋番号まで記入
M:昼間、申請者本人に連絡ができる所(勤務先等)を記入
N:住民登録地が富山県以外の方が居所申請する場合のみ記入

O:申請者本人(または法定代理人)がよく読んで「はい」または「いいい」に☑
P:外国の国籍の有無について「はい」または「いいい」に☑

Q:「はい」に☑した場合、Q1, Q2に記入、Q3該当する項目に☑

R:出発予定日が未定の場合は余白に「未定」と記入
S:出発予定日が「未定」の場合でも ※主要渡航先での滞在期間のいずれかに☑

R:出発予定日が未定の場合は余白に「未定」と記入
例:「令和 年 未定 月 日」

S:出発予定日が「未定」の場合でも ※主要渡航先での滞在期間のいずれかに☑
T:「3ヶ月以上」とは、3ヶ月以上1カ所に滞在予定がある場合で、該当者は渡航後に最寄りの日本国の在外公館に「在留届」を提出する必要があります。(旅券法第16条)

U:①表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合、または②旅券の二重発給を受けようとする場合に該当しなければ、記入しない

V:ヘボン式によらないローマ字表記や旧姓、別名併記を希望する場合は、この欄に記入
W:希望する綴りを確認できる資料の提示を求められる場合がありますので、事前にご相談ください。(旅券面のローマ字表記は、一度登録すると原則として変更できません。)

X:申請日を記入

Y:法定代理人署名
Z:未成年者または成年被後見人が申請する場合は、必ず法定代理人(親権者、後見人など)が戸籍に記載のとおり、か書体(くずさない書き方)で記入
訂正する場合は全体を訂正(例:外務さくら→外務さくら)

AA:申請書類等提出委任申出書
AB:申請者に代わって、引受人(代理人)が申請書を代理提出する場合にのみ記入
AC:未成年の子の申請を親権者が代理で提出する場合は、記入しない

AD:申請者記入欄(日付、引受人氏名、申請者との関係、引受人住所)は、必ず申請者本人(旅券名義人)が記入
AE:引受人記入欄の日付、引受人の連絡先電話番号と生年月日は、引受人が記入
AF:代理提出される方の本人確認書類(運転免許証等)も忘れずに持参してください。